大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、局地的であって、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所（以下「一般避難所」という。）に避難する高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪DWAT」という。）を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として設置する。

（事前協定等）

第２条　府は、社会福祉に関する事業を行う施設・事業所等（以下「施設等」という。）が加入する団体又は職能団体（当該団体が法人格を有しないものにあっては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して大阪DWATへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に、大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第１号）を締結する。

２　府と協定を締結した協力団体に加入する施設等のうち、大阪DWATの派遣に協力する施設等は、大阪DWAT協力施設等届出書（様式第２号）を、当該協力団体を通じて府に提出する。

３　府は、大阪DWATの派遣に協力する施設等（加入している社会福祉に関する事業を行う施設等が加入する団体が大阪DWATの派遣に関する協定を締結していないものに限る。以下「個別協力施設等」という。）の長から大阪DWAT協力申出書（様式第３号）の提出があった場合、当該施設等と大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第１号）を締結する。

４　府は、第２項の届出書及び前項の申出書により、大阪DWAT協力施設等一覧（様式第４号）を作成する。

（チームの編成等）

第３条　大阪DWATは、別表に掲げる者のうち、府と協定を締結した協力団体及び個別協力施設等の長の推薦を受けたものにより構成する。

２　大阪府災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）事務局は、前項の推薦があった者のうち、所定の研修を修了したものを、大阪DWAT名簿（様式第５号）にチーム員として登録する。

３　大阪DWATは、１チーム当たり４～６名程度で大阪DWATチーム（以下「チーム」という。）を構成し、各チームにチームを統括するリーダーを置く。

４　チームの活動期間は、原則として災害より１カ月程度とし、１チーム当たりの派遣期間は連続５日以内とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

５　チーム員登録者への連絡体制その他チームの編成等に必要な事項は別に定める。

（大阪DWAT本部）

第４条　ネットワーク事務局は、災害発生時に、必要に応じ、大阪府災害福祉支援ネットワーク本部（以下「大阪DWAT本部」という。）を立ち上げる。

２　大阪DWAT本部は、都道府県災害対策本部や市区町村災害対策本部、関係団体等からの情報収集等により、被害の規模や一般避難所及び福祉避難所の設置状況、災害時要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況等について情報収集を行う。

３　大阪DWAT本部は、大阪府災害福祉支援ネットワーク会議を招集して、チーム派遣の要否について協議する。但し、交通途絶その他の事情により会議の招集が困難な場合はこの限りでない。

４　大阪DWAT本部は、前項の協議の結果チーム派遣の可能性がある場合には、チーム員に待機を指示することができる。

（チーム派遣の決定）

第５条　大阪DWAT本部は、次の各号に掲げる場合にチームを派遣する。

（１）　府内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村から府に対して大阪DWAT派遣要請書（様式第６号）による派遣要請があったとき。

（２）　府内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、大阪DWATを派遣する必要があると認めるとき。

（３）　府外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都道府県から府に対して大阪DWAT派遣要請書（様式第６号）による大阪DWATの派遣要請があり、大阪DWATを派遣する必要があると認めるとき。

（チーム派遣）

第６条　前条の規定によりチームを派遣するときは、大阪DWAT本部は、チームの派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定する。

２　大阪DWAT本部は、チーム員の所属する大阪DWAT協力施設一覧に記載の施設（以下「協力施設」という。）の長及び府と協定を締結した協力団体の長に対し、大阪DWATチーム員派遣依頼書（様式第７号）によりチーム員の派遣を依頼する。

３ 前項の依頼を受けた協力施設等の長は、速やかに派遣の可否を判断し、大阪DWATチーム員派遣承諾書（様式第８号）を大阪DWAT本部に提出するとともに、大阪DWATにチーム員を派遣する。

（チームの活動）

第７条　チームは、派遣先である一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）　災害時要配慮者へのスクリーニング及び一般避難所内で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合における福祉避難所等への誘導

（２）　災害時要配慮者に必要な支援の内容の把握及び日常生活上の留意事項等に関するアセスメント

（３）　災害時要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害の防止及び安定的な避難生活の確保のための、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援

（４）　災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、その抱える課題を適宜解決していくための必要な相談支援

（５）　災害時要配慮者の良好な生活環境を確保するために必要な一般避難所内の環境整備

（６）　一般避難所内で解決が困難な福祉ニーズがある場合等における、必要な連絡調整

（７）　後続のチームへのアセスメントの結果や必要な支援内容等についての引継　　　ぎ

（８）　その他、大阪DWAT本部又はリーダーが必要と認める活動

２　チームは、被災市区町村災害対策本部や一般避難所の管理者から活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図るとともに、一般避難所における情報共有のための会議への参加、地域の社会福祉施設等との連携等、関係者との連携を図り、活動を行う。

３　リーダーは、各日の大阪DWATの活動状況等について記録するとともに、大阪DWAT活動記録報告書（様式第９号）により、大阪DWAT本部に報告する。

（チーム派遣中の支援）

第８条　大阪DWAT本部は、チームの活動期間中、チームに対し必要な指揮命令を行うとともに、都道府県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行う。

（チーム派遣の終了）

第９条　大阪DWAT本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び一般避難所の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定する。

２　大阪DWAT本部又はネットワーク事務局は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成員等の間で共有する。

（費用負担等）

第10条　府は、チームの派遣活動に伴う事故等に対応するため、チームの構成員を対象とする傷害保険に加入する。

２　府は、災害救助費の支弁対象となるチームの派遣に係る費用について、災害救助法に定めるところによりこれを負担する。

３　府は、前項に定める以外の派遣費用の負担について、派遣先の都道府県と別途協議する。

（研修及び訓練等）

第11条　府は、チーム員、協力施設の長及び職員に対し、大阪DWATの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の確保に努める。

２　第３条第１項により推薦された者及び同条第２項の名簿に登録されている者は、府が指定する研修及び訓練等への参加に努める。

（その他）

第12条　この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成３１年３月２８日から施行する。

この要綱は、令和　３年８月　５日から施行する。

別表（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 資格・職種 | 介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士・看護師・理学療法士・  精神保健福祉士・保育士・その他介護職員 |